

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十一号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第七項第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。